

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームあらお

(重要事項説明書)

1. サービスの目的

事業者は利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、なおかつ認知症状の進行を緩和し、安定して日常生活を送ることができるよう適切な介護を行うことを目的として、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）サービスを提供します。

2. 事業の目的

指定居宅サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護の事業は要介護者であって認知症の状態にある者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という)について共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにすることを目的とします。

運営の方針

- ① 指定認知症対応型共同生活介護等は、利用者の認知症の症状進行を緩和し、安心して日常生活を送る事が出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとしします。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護等は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して行うものとしします。
- ③ 指定認知症対応型共同生活介護等は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとしします。
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとしします。
- ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとしします。
- ⑥ 提供する指定認知症対応型共同生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとしします。
- ⑦ 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護等の提供を拒みません。

- ⑧ 地域住民又はその自発的な行動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

3. 指定認知症対応型共同生活介護事業所の概要

開設者

医療法人社団 荒尾クリニック

理事長 山田邦夫

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定状況

事業所名	グループホームあらお
所在地	〒864-0041 荒尾市荒尾 539-1 TEL : 0968-69-0600
介護保険指定番号	4370400543
1 ユニット (2 ユニット)	定員 9名 (18名)

※ 上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容

区分	体制	主な事業内容
管理者	1名	認知症対応型共同生活介護業務の総括・代表介護業務等
計画作成担当者	1階1名	介護計画作成・介護業務等
介護従業者	1階3名以上	介護業務等
計画作成担当者	2階1名	介護計画作成・介護業務等
介護従業者	2階3名以上	介護業務等

(3) 営業日・営業時

営業日	365日
営業時間	24時間
受付相談	365日 9:00~18:00

本事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴の介助(週の入浴3回以上、介助入浴・清拭)
- ② 排泄の介助、オムツ交換
- ③ 食事の提供及び介助 介護従業者と一緒に作るものします。
- ④ 機能訓練
- ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活の介助

4 指定認知症対応型共同生活介護の利用料金

(1) 利用料

① 要介護認定を受けられた方のご負担は、法廷代理受領分サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとなります。(入所時に介護負担割合証にて割合の確認を行います)

ただし、保険料の滞納等により決定代理受領ができない場合には、受けられたサービスにかかる金額をご負担いただくこととなります。

② 又、利用される方の病状が悪化し、医師・ご家族・ご本人のご意向を尊重したうえで、当施設での看取りを希望される方に関しましては看取りの料金が別途加算となります。

尚、看取りの料金は死亡月にまとめて算定いたします。

※施設に入所していない月に請求がある事を御了承ください。

③ 在宅に向けて当施設を退去される場合、色々な相談・援助を行います。その場合、別途料金が加算されます。

※別添「認知症対応型共同生活介護料金表」に、要介護度別の料金を記載

(2) 食材料費・おむつ代・部屋代

介護保険給付対象外の費用として、食材料費・おむつ代・部屋代のご負担をいただきます。

※ 別添「グループホームあらお」料金表

(3) その他の料金

お酒等個人用の嗜好品は個人でご購入ください。

5 協力医療機関 ① 荒尾クリニック 荒尾市荒尾 600-3 TEL 0968-63-1166

② 蔵本歯科 荒尾市大正町 1 丁目 2-24 TEL 0968-62-0772

①の荒尾クリニック及び法人系列医療機関は入居者の健康を確保する為に 24 時間対応体制をとっています。

6. 事故が発生した場合の対応

認知症対応型共同生活介護サービス等の提供時に、利用される方に事故が発生した場合は、速やかに市町村及びご家族の方に連絡するとともに、必要な措置を講じます。認知症対応型共同生活介護サービスの提供時に、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

7 秘密の保持

認知症対応型共同生活介護サービスを提供する中で知り得た利用される方やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者に利用される方やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前に文書でご了解をいただきます。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 利用される方に提供した指定認知症対応型共同生活介護に関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応します。

ご相談・苦情	グループホームあらお 担当 大森 康正
電話番号	0968-69-0600
FAX 番号	0968-64-0500

(2) 利用される方は、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

荒尾市保健福祉部 保険介護課 介護保険係：0968-63-1418

熊本県国民健康保険団体連合会：096-365-0329

9 外部評価について

外部評価機構	あすなろ福祉サービス評価機構
住所	熊本市南熊本3丁目13番12-205
TEI 番号	096-366-1775
FAX 番号	096-366-1775
最新評価日	令和5年12月6日

※評価結果については施設の掲示板にて開示を行っております。

10 身体拘束等について

- 1、当施設では、サービス提供において当該利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 2、当施設では、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3、身体拘束適正化委員会を設置し定期的に（3カ月に1回）委員会を開催します。
- 4、身体拘束適正化委員会で決まった事は他の職員へ通達し、身体拘束の研修会も1年に2回行います。
- 5、身体拘束等の適正化に関する指針を整備します。

11 高齢者虐待について

- 1、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講じます。
 - ①虐待防止対策を検討する定期的（3カ月に1回）な委員会の開催及び職員への結果周知
 - ②虐待防止に関する指針の整備
 - ③職員への定期的な研修の実施
 - ④虐待防止に関する担当者の専任
 - ⑤その他虐待防止のために必要な措置
- 2、当施設はサービス提供中に事業所職員や養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

12 パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント等について

事業所におけるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント等を防止する為に必要な措置を講じ健全な職場環境に努めます。また利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

13 感染症対策について

- ① 職員の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ② 事業所内での感染症発生の予防及びまん延防止の為に次の通り講じます。
 - (1) 感染症対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知
 - (2) 感染症対策の指針の整備
 - (3) 職員に対する定期的な研修及び訓練の実施

14 事業継続について

感染症や非常災害の発生時に、利用者へ事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

15 退居について

利用される方の認知症が進行し、認知症対応型共同生活介護の適用外と認められた場合(共同生活が困難等)、病気・けが等で入院治療が必要となった場合（退去の判断は、入院先の医者、医療従事者、家族等と相談のうえ）利用料の支払いが行なわれない場合、その他正当な理由により事業者が利用者に対して退去を求める場合、利用者のご家族または身元引受人との話し合いの上、解約の手続きを行います。

又、在宅に向けて当施設を退去される場合は、退去時に健康管理相談・運動機能の維持・家屋の改修・介助の方法などの在宅援助を行います。

上記の重要事項を確認しました。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

利用者家族 _____ 印